

44	都市整備局	木造住宅密集地域の整備促進
事業概要	<p>木造住宅密集地域の改善に向けて、防災都市づくり推進計画（平成28年3月改定）や、木密地域不燃化10年プロジェクト（平成24年1月策定）に基づき、延焼遮断帯の形成に加え、延焼遮断帯に囲まれた市街地の不燃化・耐震化、円滑な消火・救援活動や避難を可能とする防災生活道路や公園の整備など、防災・居住環境の整備を総合的に行うことにより、市街地の防災性を確保するとともに良好な住環境の形成を目指す。</p>	
これまでの経過	<p>木造賃貸住宅地区総合整備事業（昭和58年）など各種制度を経て、平成8年から木造住宅密集地域整備促進事業（木密事業）を開始し、地域特性等に配慮しつつ、安心して住み続けられるまちづくりを推進している。なお、木造住宅密集地域の整備及び不燃化を効率的に促進するため、平成18年4月、東京都防災生活圏促進事業と統合し、木造住宅密集地域整備事業を開始した。</p> <p>平成24年1月に「木密地域不燃化10年プロジェクト」の実施方針を策定し、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路の整備について関係権利者の生活再建のための特別な支援を行う「特定整備路線」と、特に改善を必要とする地区について、従来よりも踏み込んだ取組を行う区に特別な支援を行う「不燃化特区」を指定している。</p> <p>さらに、平成28年3月に「防災都市づくり推進計画」を改定し、延焼遮断帯に囲まれた市街地の不燃化・耐震化を加速していくため、緊急車両の通行、円滑な消火・救援活動や避難に有効な「防災生活道路」の整備を進めることで、沿道の不燃化建替え等を促進していく。</p>	
現在の進行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木密事業実施地区数 49 地区 ・ 木密事業実施面積 2,468 ha ・ 老朽木造住宅の共同住宅への建替戸数 7,248 戸 ・ 道路・公園用地の取得 253,539 m² ・ コミュニティ住宅（従前居住者用）の建設 386 戸 ・ 防災街区整備事業地区数 4 地区 ・ 住まいづくり・まちづくり協力員登録制度 21 社 ・ 不燃化特区事業実施地区 53 地区 ・ 特定整備路線 28 区間 	
今後の見通し	<p>次の整備目標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成32年度までに全ての不燃化特区（重点整備地域）の不燃領域率を70%以上とし、整備地域の不燃領域率を70%とする。 ・ 平成32年度までに特定整備路線を全線整備する。 ・ 平成37年度までに全ての整備地域の不燃領域率を70%以上とする。 	
問い合わせ先	都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課	電話 03-5320-5103